

令和8年度「学校いじめ防止基本方針」

天童市立第三中学校

1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳を保持することを目的に、天童市教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

2 いじめの定義（H29.11「山形県いじめ防止基本方針」の改訂による）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

※けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。
※好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当する。

3 いじめ防止のための組織（法22条：必置）と具体的な取組

- (1) いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめ防止対策委員会」を置く。
 - 校内職員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、教育相談主任
特別支援コーディネーター、養護教諭、教育相談員
 - 校外関係者：学校評議員代表（地区公民館長）、人権擁護委員、PTA代表
スクールカウンセラー（臨床心理士）、SSW（スクールソーシャルワーカー）
- (2) 当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的取組を行う。
 - 「学校いじめ防止基本方針」及び、それに基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
 - i いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
 - ii 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての生徒に提供し、自己有用感が高められるようにする。
 - いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
 - いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教職員による指導について

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ② 生徒に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。
- ③ 常日頃から、生徒と教職員が「いじめとは何か」について認識を共有する手段を講ずる。
(何がいじめなのかを明示したり、学校だよりに掲載したりする等)
- ④ 協働的な学びの創造など一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進め、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないようにする。

- ⑤ 教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ⑥ 特に配慮が必要な生徒に対しては、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。
 - ※発達障がいを含む、障がいのある生徒
 - ※海外から帰国した生徒や外国人の生徒
 - ※性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
 - ※被災生徒 など
- ⑦ 家庭や関係機関と連携しながら、インターネット上のいじめの未然防止に向けた取組みを計画的、組織的に行う。

(2) 生徒に培う力とその取組

① 生徒に培う力

- ア 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- イ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度
- ウ 生徒が円滑な他者とコミュニケーションを図る能力
(自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力を育てる。)
- エ ストレスに適切に対処できる力
(ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。)
- オ 自己有用感、自己肯定感

② その取組

- ア 「いのちの教育」及び、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の推進、読書活動・体験活動などの充実
- イ 授業や諸活動において一人一人の活躍の場を保障し、互いに認め合える集団づくり
- ウ 自分の役割をきちんと果たすことで、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会や生徒活動の設定
- エ 目標や目的を明確にし、主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越えるような体験の充実
- オ ボランティア活動など社会参画活動の推進
- カ 携帯端末の使い方やアウトメディアのチャレンジ

(3) 生徒の主体的な取組

- ① 生徒会活動において「いじめ防止3ヶ条」をもとに、生徒自らがいじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。このような主体的な取組を通し、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考え方は誤りであることや、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になること等を学ぶ。
- ② 生徒会がいじめの防止に取り組むことは推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で生徒が「やらされている」活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりすることなく、教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

(4) 家庭・地域・関係機関との連携

- ① 学年、学級懇談会、家庭訪問、学校(学年・学級)だより等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図っていく。
- ② 学校、家庭、地域、関係機関がネットいじめを含めたいじめの問題について協議する機会を設け、地域や関係機関と連携した対策を推進する。

5 早期発見の在り方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員が積極的に生徒の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努める。
- ② 定期的なアンケート調査により、いじめの全体像を把握し、定期的な教育相談・日常の観察による声かけを実施することにより、個別の状況把握に努める。また、生徒がいじめを訴えやすい信頼関係の構築に努め、学級経営や部活動経営を行う。
- ③ 休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ① 生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、定期的に体制を点検し、生徒及びその保護者、教職員同士が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ② 相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ③ 相談・面談等で得た生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ④ 生徒との信頼関係を基盤に、一人一人に寄り添う姿勢で丁寧に対応する。
生徒の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは絶対にしない。

(3) 家庭・地域・関係機関との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域、関係機関が組織的に連携・協働する体制を構築する。

6 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応・解消の見届け）

(1) 素早い事実確認・報告・相談

- ① 発見・通報を受けた場合、またアンケートにより明らかになった場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ② 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた生徒へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- ③ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ④ いじめる生徒に対して教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、速やかに警察署など関係機関と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的対応

発見、通報を受けた教職員は迅速に、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) 被害者への対応及びその保護者への支援

- ① いじめられた生徒から、事実関係の聴取を丁寧に行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行う等、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導する等、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、県教育委員会のいじめ解決支援チームなど関係機関や外部専門家の協力を得る。
- ④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) 加害生徒及びその保護者への対応

- ① 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ② いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて県教育委員会のいじめ解決支援チームなど関係機関や外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、関係機関や外部専門家との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用について市教育委員会と協議する。

(5) 集団へのはたらきかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。
- ② いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。また、全ての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(6) ネットいじめへの対応等

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ② ネットいじめは対応の難しさを鑑みるに、常日頃の予防にも力を入れる。たとえば、専門家を招いての保護者研修会、生徒への講話、また、アウトメディアへの小中での取り組み、生徒会やPTAとしての呼びかけなど様々な方法を駆使する。
- ③ 早期発見の観点から、市教育委員会等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。
- ④ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話やスマートフォンのメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

(7) いじめの解消について

被害生徒へのいじめが解消されたと判断する場合は、当該生徒及び保護者の面談などをもとに、以下の要件を満たす場合とする。

<解消の要件>

- ① いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月以上止んでいること。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

7 重大事態への対応

(1) 調査組織の設置（法28条①：必置）と調査の実施

いじめにより当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、また、いじめにより当該生徒が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、市教育委員会の判断に基づき、速やかに下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

《重大事態の意味》

※以下の（ア）～（ウ）以外でも、学校が重大事態として対処する必要があると判断したもの。

- (ア) いじめにより、当該生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (イ) いじめにより、当該生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (ウ) 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときも、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

<重大事案と想定されるケース>

- 生徒が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

<重大事態への対処の基本的な姿勢>

○いじめがあったのではないかという姿勢で事実に向き合う。

○生徒・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実関係を網羅的に明確にする姿勢を持つ。

○調査は迅速かつ計画的に行う。

○生徒及び保護者に十分説明し、了解を得ながら対応する。

○生徒のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

<組織の構成>

- ・校内における「いじめの防止等の対策のための組織」を母体としつつ、市教育委員会及び県教育委員会「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。
- ・調査組織の構成員については、以下の団体等より選出するが、天童市教育委員会の指示を仰ぎながら決定する。
 - 県弁護士会 ○県医師会 ○人権擁護団体 ○PTA代表
 - 学識経験者 ○心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者
- ・具体的な人選については、事案との関係を勘案し、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とする。

(2) 校内の連絡・報告体制

校内における連絡・報告体制は、別紙「学校緊急対応マニュアル」による。

(3) 重大事態の報告

当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等については、速やかに市教育委員会を通じて市長へ報告する。

(4) 外部機関との連携 等

重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ市教育委員会、警察署、児童相談所、県教育委員会「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

8 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ① 各種調査の実施
 - ・「心のアンケート」3回（5月，9月，1月）
 - ・「Q-Uアンケート」2回（1学期，2学期）
 - ・「県いじめ調査アンケート」（7月，11月）
- ② 各調査結果を受けた教育相談
 - ・アンケート後の個別面談を通し、生徒の心の声を拾いあげ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ③ 担任、養護教諭、子どもふれあいサポーター等の連携により、教育相談体制を機能させる。

(2) 生徒指導体制と活動計画

- ① 生徒にとって実感のともなう活動ができるよう、どの活動においても価値付けを行い指導する。
- ② 指導方針の共有、組織的対応を常に意識して指導、支援にあたる。

9 校内研修

(1) いじめの理解、組織的対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ① いじめに係る研修を年間計画に位置づけ、学期に一度、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い教職員の共通認識を図る。
- ② 特に「道徳の授業」の充実、「生徒指導の機能を生かした授業づくり」について研修を深め、いじめ問題の未然防止に努める。

10 学校評価

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

学校評価において、その目的を踏まえて、いじめ問題を取り扱う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

(2) 地域や家庭との連携

学年、学級懇談会や学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取組、学校評価の結果等についてお知らせし、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

(3) 校内におけるいじめの防止等に対する PDCA サイクル 等

- ① いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき、常に組織的な対応による、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度取組状況を生徒の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。
- ② 学期末の職員会議において、いじめ問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

11 その他

(1) 社会参画活動、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成

地域行事やスポーツイベントへの積極的参加、縦割り兄弟学級による異年齢交流等を通し、児童生徒の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめ問題の未然防止に努める。

(2) 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。